

「ミルバーン・コーナーストーン・ファンド」
(愛称：未来へのいしずえ)

販売会社、お申込単位およびお申込手数料率は以下のとおりです。

みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 94 号 加入協会： 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会		
お申込単位	(分配金受取コース)	1 万口以上 1 口単位 1 万円以上 1 円単位
お申込手数料	5,000 万円未満	3.24% (税抜 3.0%)
	5,000 万円以上 1 億円未満	1.62% (税抜 1.5%)
	1 億円以上	0.54% (税抜 0.5%)

※ お取扱店舗につきましては、販売会社にお問い合わせください。

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動等の影響も受けます。

これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

■価格変動リスク

株式、債券、通貨・為替、商品等を原資産とする先物取引等の価格は、投資対象となる原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。このため、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いたことによる損失の発生は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

株式、債券、REIT、MLP等を原資産とするETFの価格は、投資対象となる原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。このため、ETFの価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

■為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般的に、外貨建資産の表示通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

■レバレッジリスク

先物取引等によりレバレッジをかけた取引を行う場合には、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いた場合に、レバレッジがかかっていない場合に比べて損失が拡大し、当ファンドの基準価額に大きな損失を与える場合があります。

■カントリーリスク

投資対象や取引対象となる国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制、税制等の影響により、対象資産の価格や表示通貨の価値が大きく変動する場合があります、その結果生じた損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、特に新興国には次のようなリスクが考えられます。

- 政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性
- 他国との外交関係の悪化、クーデター、資産移転に関する規制や外国からの投資規制の導入等の可能性
- 法制度や社会基盤、情報開示制度の未整備または慣習の相違等により、正確な情報の入手が困難となる可能性

■信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況、信用状況、外部評価の変化等の影響による当該有価証券の価格の下落や当該有価証券に係る債務不履行は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

■金利変動リスク

公社債の価格は、金利の変化により変動します。一般的に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

■流動性リスク

市場環境の急変等により投資対象や取引対象の流動性が低下し、購入や売却に支障が生じる場合があります、その結果として当ファンドが損失を被り、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

投資ファンドの購入や換金の一部または全部が制限・中止・延期された場合等には、当ファンドにおける投資ファンドの購入や換金に支障が生じる場合があります、その結果として当ファンドが損失を被り、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

■特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドは、投資ファンドを高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、当ファンドの基準価額は、投資ファンドの価格変動の影響を大きく受けて変動します。

基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意事項等については、交付目論見書をご覧ください。

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ定める料率を乗じて得た額 ※購入時手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。										
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.10% の率を乗じて得た額										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>《当ファンド》 純資産総額に年1.0584% (税抜 年0.98%)の率を乗じて得た額^{*1} <信託報酬の支払先の配分および役務の内容> 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 </td> <td> 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等 </td> <td> 投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 </td> </tr> <tr> <td>年0.3672% (税抜 年0.34%)</td> <td>年0.6480% (税抜 年0.60%)</td> <td>年0.0432% (税抜 年0.04%)</td> </tr> </tbody> </table>		委託会社	販売会社	受託会社	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等	投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.3672% (税抜 年0.34%)	年0.6480% (税抜 年0.60%)	年0.0432% (税抜 年0.04%)
	委託会社	販売会社	受託会社								
	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等	投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等								
年0.3672% (税抜 年0.34%)	年0.6480% (税抜 年0.60%)	年0.0432% (税抜 年0.04%)									
<p>《投資対象とする投資信託証券》 投資ファンド：純資産総額に対して年1.62%の率^{*2}を乗じて得た額(消費税等はかかりません。) リクソー・マネー・マザーファンドⅡ：ありません。</p> <p>実質的な負担 当ファンドの純資産総額に年2.6784%程度 (税抜 年2.60%程度)の率^{*3}を乗じて得た額(概算) ※1：ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。 ※2：投資ファンドにおける費用には年間の最低金額が定められている費用が含まれている場合があり、投資ファンドの純資産総額によっては年率換算で当該料率を上回る場合があります。 ※3：当ファンドの料率と投資対象とする投資信託証券の料率等を合わせた実質的な運用管理費用(信託報酬)の料率です。この値は目安であり、投資ファンドの実際の組入れ状況により変動します。</p>											
その他の費用・手数料	<p>《当ファンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組入有価証券等の売買に要する費用等 ※運用状況等により異なり、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額等、またはこれらの計算方法を記載することはできません。 ● 監査費用として、純資産総額に年0.0108% (税抜 年0.01%)の率を乗じて得た額を上限に実費の額 ※監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。 ● 法定書類等の作成に要する費用等として、純資産総額に年0.108% (税抜 年0.1%)の率を乗じて得た額を上限とする額 ※監査費用および法定書類等の作成に要する費用等に関しては、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。 <p>《投資対象とする投資信託証券》 ファンドの組成に要する費用や組入有価証券等の売買に要する費用、保管費用等がかかる場合があります。また、投資ファンドが投資対象とするETFについては、投資するETFの銘柄や組入比率を固定していないため、その費用を表示することができません。 上記は主なその他の費用・手数料であり、これらに限定されるものではありません。その他の費用・手数料の詳細については請求目論見書をご覧ください。</p>										

投資者の皆様のご負担となる手数料(費用等)の合計額については、保有期間等により異なりますので記載することができません。

商号等 : リクソー投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第415号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会